

鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)

1. はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき農林水産大臣から「鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)」、同法第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣から「鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン」について意見を求められた。(平成19年7月17日関係書類接受)

2. ノビリス CAV P4について⁽¹⁾

ノビリス CAV P4は平成12年5月31日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため、再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。

① 主剤

主剤は米国において市販鶏肝から分離、継代して弱毒化された発育鶏卵培養弱毒鶏貧血ウイルス 26P4株である。

② 効能・効果

種鶏を免疫し、介卵性移行抗体による雛の鶏貧血ウイルス感染症の予防

③ 用法・用量

6週齢以上かつ産卵開始前6週までの種鶏に対し、溶解用液に溶解したワクチン液を1羽当たり0.2mlを胸部筋肉内又は頸部中央部皮下に注射する。

④ その他

安定剤としてソルビトール、緩衝剤としてリン酸水素ナトリウム及びリン酸二水素ナトリウム、保存剤として硫酸ゲンタマイシンが使用されている。また、溶解用液中には、アジュバントとして酢酸トコフェロール、乳化剤としてポリソルベート80、緩衝剤としてリン酸二水素ナトリウム及びリン酸水素ナトリウム二水和物、消泡剤としてシメチコンが使用されている。

3. 再審査における安全性に関する知見について

(1) ヒトに対する安全性について⁽²⁾⁽³⁾

鶏貧血ウイルス(CAV)は、鶏に伝染性貧血を起こすウイルスで、脂質溶剤及び消毒薬に対する抵抗性並びに著しい温度安定性及びpH安定性を示す。世界中のほとんどの養鶏地域に常在し、介卵及び水平感染により伝播するが、発症は散発的である。

CAVの介卵感染は、産卵中の種鶏群が初感染を受けたときに起こり、孵化した雛は2週

1 齢時頃に発病する。主症状は、元気消失、発育不良、貧血、死亡率の増大で、急性経過
2 をたどりヘマトクリット値が 10% 以下に低下するものもあるが、耐過する雛は 3 週後以降急
3 速に回復する。剖検では、貧血による全身退色、骨髓の退色・黄色化が著明である。

4 CAV の唯一の宿主は鶏で、鶏貧血ウイルス感染症は人獣共通感染症とみなされておら
5 ず、~~本ワクチンは~~、SPF 由来の鶏に本ワクチンを接種後観察した結果、臨床的異常を認め
6 ず、剖検でも異常が認められないことが確認されている。

7 乾燥ワクチンの安定剤として使用されているソルビトール、~~(4)~~保存剤として使用されてい
8 る硫酸ゲンタマイシン、溶解用液の乳化剤として使用されているポリソルベート及び消泡
9 剤として使用されているシメチコン、アジュバントとして使用されている酢酸トコフェロール
10 は、過去に動物用医薬品の添加剤としての観点から検討され、適切に使用される限りにお
11 いては食品を通してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価されている
12 ~~(6)(7)(4)(5)~~。

13 (2) 安全性に関する研究報告について⁽²⁾

14 再審査調査期間中の Medline を含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研
15 究報告は得られなかったとされている。

16 (3) 承認後の副作用報告について⁽²⁾

17 安全性に関する調査が、調査期間中に、調査対象となる農場の種鶏及び調査対象鶏由
18 来雛について実施され、副作用は認められなかったとされている。

20 4. 再審査に係る食品健康影響評価について

21 上記のように、鶏貧血ウイルス感染症は人獣共通感染症とみなされておらず、鶏に対す
22 る安全性も確認されている。再審査調査期間中に、これまで把握されていなかった新たな
23 副作用報告、安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられることから、
24 当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通してヒトの健康に影響を与
25 える可能性は無視できるものと考えられる。

27 5. 参考資料

- 28 (1) 動物用医薬品再審査申請書 ノビリス CAVP4 (未公表)
- 29 (2) 動物用医薬品再審査申請書 ノビリス CAVP4 添付資料: 効能又は効果及び安全性について
30 の調査資料(未公表)
- 31 (3) 動物の感染症 近代出版(2004)
- 32 (4) 鶏インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の食品健康影響評価につい
33 て(平成 16 年 3 月 25 日 府食 358 号の 1、2)
- 34 (5) 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス
35 APP「IV」)の再審査に係る食品健康影響評価について(平成 18 年 11 月 16 日 府食 916 号)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

要約

鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)について再審査に係る食品健康影響評価を実施した。

鶏貧血ウイルス感染症は人獣共通感染症とみなされておらず、鶏に対する安全性も確認されているとされている。また、再審査調査期間中の副作用報告は認められていない。これらのことから、本製剤が適正に使用される限りにおいては、食品を通してヒトの健康に与える影響の可能性は無視できると考えられる。